

# 外貨預金規定集

## I. 外貨預金共通規定

### 1. (外貨預金の取扱)

- (1) 外貨預金として開設する口座の種類ならびに通貨の種類のほか、預入れ・払戻し・継続・利息支払等にかかる一切の取扱は、全て当行所定の手続によります。
- (2) 当行は銀行営業日であっても、本邦外国為替市場の閉鎖日には、外貨預金の取扱は行わないものとしします。
- (3) 外貨預金口座の開設に先立ち、届出の住所・氏名・届出印等が一致している円貨の普通預金口座（以下、「円預金口座」といいます。）を開設することとしします。外貨預金と円貨の預金との間の資金移動はこの円預金口座を通じて行います。

### 2. (取扱店の範囲)

この預金の窓口での預入れおよび払戻しは、口座開設店に限り取扱いできます。当行の現金自動預入払出機（以下、「ATM」といいます。）での取扱いは、「ATM外貨預金入出金サービス取扱規定」により、預入れおよび払戻しができます。

### 3. (預金口座への受入れ)

- (1) この預金口座に受入れできるものは次のとおりです。なお通貨の種類は、当行が別途定めるところによります。
  - ①現金（外国通貨現金による受入はできません。）
  - ②外国為替による振込金
- (2) 当店以外を支払場所とする証券類は取立として取扱い、決済を確認した後に受入れます。取立については当行所定の関連諸規定により取扱います。また受入れた証券類が、何らかの理由で後日不渡りとなり、当行が取立銀行の返還請求により支払を行った場合は、関連諸規定の定めにかかわらず、当該証券類の入金金額を当行に償還する債務をご負担いただき、証券類の返還を待たずに、ただちに同金額および利息をお支払いいただきます。

### 4. (払戻し)

- (1) 外貨預金は、本邦通貨以外の通貨で現金により払戻すことはできないものとしします。
- (2) 外国為替市場において外国為替取引が行われないなど、外国通貨の入手が困難な場合等には、預金者が当行に外貨預金を当該外国通貨により払戻すよう請求した場合でも当行は当該外国通貨もしくは当行所定の外国為替相場により換算した当該外国通貨相当額の本邦通貨、またはそれらの組合せのいずれをもって支払うことができるものとしします。

### 5. (変更・取消)

- (1) 外貨預金の預入れ・払戻しにかかる日時、金額、利率、適用外国為替相場等の取引条件については、預金者と当行が合意をした後は、その取引実行の前後を問わず変更または取消はできません。
- (2) 前記(1)にかかわらず、当行がやむをえないものと認めて、変更または取消しに応じる場合には、預金者はそのために生じる一切の手数料、費用、清算金、損害金等を、当行に支払うものとしします。

### 6. (外国為替相場等)

- (1) この預金への預入れまたは払戻しを他の通貨（円を含む）を対価として行う場合は、当行計算実行時の外国為替相場により換算します。なお、外国為替相場の変動により、当行が外国為替相場の表示を停止した場合は、この取扱いはできません。
- (2) 払戻しまたは解約時に円貨で払出す場合には、外国為替相場の変動により差益または差損が生じることがあります。

- (3) 預金者は、外貨預金を預入れまたは払戻すときには、外国為替相場の動向等によっては払戻し時の円貨額が預入れ時の円貨額を下回るなど、損失が生じるリスクがあることを十分に理解し、預金者自らの判断と責任において行うものとします。

なお、外国為替相場の動向等により生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. (届出事項の変更)

- (1) 届出の印章、外貨預金証書を紛失したとき、または印章、名称、住所その他届出事項に変更があったときは、直ちに円預金口座の通帳とともに書面によって当行に届出てください。この届出が遅れていたこと、または行われなかったことに起因して生じた損害について、当行は故意または過失（消費者でないお客様に対しては重過失に限ります。）がある場合を除き賠償責任を負いません。
- (2) 届出の印章、外貨預金証書を紛失した場合のこの預金の払戻しまたは解約は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (3) 外貨預金証書を再発行するときには、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (4) 届出のあった氏名および住所にあてて当行が通知または書類を発送した場合に、当該通知または書類が延着し、または到着しなかった時でも通常到達すべき時に到着したものとみなします。

#### 8. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。  
また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合も同様に書面によって当行に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届出てください。
- (3) すでに、補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記（1）および（2）と同様に書面によって当行に届出てください。
- (4) 前記（1）から（3）までの届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に書面によって当行に届出てください。
- (5) 前記（1）から（4）までの届出前に生じた損害については、当行は故意または過失がある場合を除き賠償責任を負いません。

#### 9. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届、その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

#### 10. (手数料等)

- (1) 外貨預金の預入れ・払戻し等に関する諸手数料・費用等については、取引の都度または当行所定の時期に請求のうえ、預金者は当行所定の料率、為替相場により当行に支払うものとします。
- (2) 外貨預金に関する預金者の支払うべき清算金、損害金等については、預金者は、当座勘定規定、普通預金規定、外貨預金の諸規定の定めにかかわらず、小切手の振出または払戻請求書の提出なしに、当該外貨預金または所定の当座勘定もしくは普通預金から引落としされることを承認するものとします。

#### 11. (差引計算等)

- (1) 当行に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当行はこの預金をいつでも当行所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。
- (2) 前記（1）の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当行所定の外国為替相場により、円貨または当行に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。
- (3) 前記（1）により生じた費用・損害金等については、当行の責めに帰すべき事由による場合を除き、すべて預金者が支払うものとします。

## 12. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、相殺することができます。外貨定期預金である場合は満期日前であっても相殺することができます。  
なお、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、当行所定の払戻請求書に届出の印章(または署名)により押印(または自署)して、直ちに当行に提出(証書がある場合は証書を含む)してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ②前記①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當します。
  - ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ①この預金が外貨定期預金である場合の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は、満期日の前日までの期間は約定利率、満期日以後の期間は当行の計算実行時の当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。  
外貨普通預金である場合、その期間の利率は、当行の計算実行時の当該外国通貨の普通預金の利率を適用します。
  - ②前記(1)により相殺する場合の借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

## 13. (譲渡・質入れの禁止)

- (1) 外貨預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳・証書については、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用されることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他、第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行います。

## 14. (ステートメントの発行)

- (1) 外貨普通預金、外貨定期預金(大口外貨定期預金を除く)の取引では、原則として、通帳・証書の発行に代えてステートメント(取引明細表)を発行します。(以下、「ステートメント方式」といいます。)
- (2) 窓口での外貨預金の取引には「外貨預金計算書(STATEMENT)」を、ATMでの外貨預金の取引には「外貨預金計算書(STATEMENT)」に代えて「キャッシュサービスご利用明細票」を、取引の都度、発行します。
- (3) 前記(2)のほか、外貨普通預金については、当行所定の期間における預入れ、払戻し、解約等の取引明細および当該期間の最終日付の残高などを記載した「外貨普通預金取引明細表(STATEMENT)」を作成のうえ、交付します。  
ただし、当該期間を通じて当該外貨預金の残高がなかった場合は、当該期間にかかる「外貨普通預金取引明細表(STATEMENT)」は発行しません。  
また、同日の複数の取引を記載する場合の記載順序は当行の任意とします。

(4) ステートメント方式の外貨預金においては、預入れ、払戻し、解約等の取引や、当該外貨預金口座にかかる届出事項の変更等を行うときは、当行所定の書面に届出の印章（または署名）により記名押印（または自署）して、円預金口座の通帳とともに口座開設店に提出してください。

15. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記 17 の (3) の①、②のAからFおよび③のAからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記 17 の (3) の①、②のAからFまたは③のAからEの一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

16. (取引の制限等)

(1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

17. (解約)

(1) この預金口座を解約する場合には、届出印章および円預金口座の通帳を持参のうえ、口座開設店に申し出てください。

(2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合

②この預金の預金者が前記 13 の (1) に違反した場合

③この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

④この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

(3) 前記 (2) のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団

B. 暴力団員

C. 暴力団準構成員

D. 暴力団関係企業

E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E. その他前各号に準ずる行為

- (4) この預金が外貨普通預金の場合で、当行が別途表示する一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約できるものとします。また、法令にもとづく場合にも同様にできるものとします。
- (5) 前記(3)または(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金の利息の計算方法は、当行の所定の方法によるものとします。
- (6) 前記(3)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当行所定の「外貨定期預金にかかる外国為替予約取引規定」によらず為替予約契約は当然に解除されるものとします。
- (7) 前記(3)または(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (8) 前記(3)または(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (9) 前記(2)または(3)または(4)により、この預金口座が解約され残高がある場合、または、この預金取引が停止されその解除を求める場合には、当行所定の書式に届出の印章(または署名)により記名押印(または自署)して当店に申出てください。この場合、当行は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

#### 18. (通知等)

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

#### 19. (その他の規定の適用)

外貨預金は、この「外貨預金共通規定」のほか、個別の外貨預金規定、外貨預金付属規定および約定書等の定めを適用します。

#### 20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

#### 21. (外国為替関連法令)

外貨預金に関する取引は、「外国為替及び外国貿易法」および同法に基づく命令規則等(以下、これらを「外国為替関連法令」といいます。)にしたがって取扱うものとします。将来、外国為替関連法令が変更された場合も同様とします。

#### 22. (準拠法令・合意管轄)

- (1) この預金の預入れ、払戻し等いっさいの取引は、日本法に従って取扱います。また、外国為替関連法規の定めに従って取扱います。
- (2) この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または取扱店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

## II. 外貨普通預金規定

### 1. (適用のある外貨預金)

この規定は、外貨普通預金に適用があるものとします。この規定に定めのない事項に関しては、「外貨預金共通規定」により取扱います。

### 2. (貸越)

この預金の当座貸越はできません。

### 3. (預金口座からの払戻し)

この預金の払戻しをするときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または自署）して、円預金口座の通帳とともに口座開設店に提出してください。

### 4. (利息)

この預金の利息は、当行所定の利率ならびに付利単位および計算方法によって計算の上、毎年2月と8月の当行所定の日にこの預金に組み入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。

### 5. (預金残高の振込・振替)

この預金の残高を他行に振込む場合、当行本支店に振込む場合、当行同一店内で振替をする場合は、当行所定の手続きにより申し出てください。

いったんお申し出のうえは、いかなる事情があっても取消または変更はできません。

以上

## III. 外貨定期預金規定

### 1. (適用のある外貨預金)

この規定は、外貨定期預金に適用があるものとします。この規定に定めのない事項に関しては、「外貨預金共通規定」により取扱います。

### 2. (預金の支払時期)

(1) この預金は、満期日以降に利息とともに支払います。

(2) 自動継続型の場合は、満期日に前回と同一期間の外貨定期預金に継続します。継続された預金についても同様とします。この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 3. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日（継続をした時はその継続日）から満期日の前日までの日数および約定の利率（継続後の預金については、継続日における当行所定の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定外貨普通預金口座もしくは円預金口座に入金するか、または満期日に元金を組み入れて継続します。

(2) 継続を行わない場合の利息は、満期日以降にこの預金とともに支払います。なお満期日以降の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率により計算します。

(3) この預金を後記4の(1)により満期日前に解約する場合および、「外貨預金共通規定」17の(2)または(3)により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をした時は、最後の継続日）から解約日の前日までの日数について、解約日におけるこの預金と同一通貨の外貨普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は当該外貨1補助通貨単位とし、1年を365日として日割りで計算します。

### 4. (預金の払戻し、解約、書替継続)

(1) この預金（自動継続型外貨定期預金を除く。）は、当行がやむをえないものと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を払戻し、解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により、記名押印（または自署）のうえ、取扱店に提出してください。
- (3) この預金を満期日前に解約する場合には、中途解約により発生する当行所定の手数料、費用および損害をご負担いただくことがあります。
- (4) 書替継続の場合、書替継続後の外貨定期預金には書替日における当行所定の利率を適用します。

#### 5.（自動継続）

- (1) この預金は原則として満期日に前回と同一の期間（以下、「預入期間」といいます。）の自動継続型外貨定期預金に自動的に継続されます。この場合、継続後の満期日は継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下、「この応当日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の前営業日までにその旨を口座開設店に申し出てください。この申し出のあったときは、この預金は満期日以降に支払います。

#### 6.（満期日）

- (1) 前記5の（1）の場合でこの応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。
- (2) 継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前記（1）にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。

以上

## IV. 外貨預金付属規定

### A. ATM外貨預金入出金サービス取扱規定

#### 1. ATM外貨預金入出金サービスの内容について

「ATM外貨預金入出金サービス」（以下、「外貨入出金サービス」といいます。）とは、当行の現金自動預入・支払機（以下、「ATM」といいます。）を使用して、次の場合に利用することができるサービスをいいます。

##### (1) 外貨普通預金お預入れ

ATMにより、あらかじめ指定された円普通預金口座（以下、「円預金口座」といいます。）からご指定金額を払戻し、ご指定の外貨に換算のうえ、あらかじめ指定された外貨普通預金口座（以下、「外貨預金口座」といいます。）へ入金する場合。

##### (2) 外貨普通預金お支払い

ATMにより、外貨預金口座からご指定金額を払戻し、円貨に換算のうえ、円預金口座へ入金する場合。

##### (3) 外貨定期預金お預入れ

ATMにより、円預金口座からご指定金額を払戻し、ご指定の外貨に換算のうえ、自動継続型外貨定期預金（以下、「自継外貨定期預金」といいます。）を作成する場合。または外貨普通預金口座からご指定金額を払戻し、自継外貨定期預金を作成する場合。

##### (4) 自継外貨定期預金ご解約

ATMにより、ご指定の自継外貨定期預金を解約し、元金と利息（課税扱いの場合は税引き後の利息）の合計額を円貨に換算のうえ、円預金口座へ入金する場合。またはご指定の自継外貨定期預金を解約し、元金と利息（課税扱いの場合は税引き後の利息）の合計額を外貨普通預金口座へ入金する場合。

#### 2. お取扱いのできるカード

- (1) 外貨入出金サービスを利用できるカードは当行の普通預金キャッシュカードとします。

(2) 代理人カード、法人カードではお取扱いできません。

### 3. 暗証の届出

外貨入出金サービスによる外貨普通預金お預入れ、外貨普通預金お支払い、自継外貨定期預金お預入れおよび自継外貨定期預金ご解約の際に使用する暗証は、円預金口座の普通預金キャッシュカード（以下、「カード」といいます。）の暗証と同一の番号を使用します。

### 4. A T Mによる外貨普通預金お預入れ

(1) 外貨入出金サービスによる外貨普通預金のお預入れの場合は、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、払戻請求書および外貨普通預金口座の入金票の提出は必要ありません。

(注) 円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

(2) 前記(1)の操作においては、A T M画面に表示された外貨普通預金お預入れの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお預入れ処理いたします。なお、外貨普通預金お預入れの訂正・取消はできません。

(3) A T Mによる外貨普通預金お預入れは、円指定の場合は1千円以上、1円単位、外貨指定の場合は外貨1通貨以上、1通貨単位で指定できるものとし、1回あたりのお預入れ金額は当行の定める金額の範囲内とします。

(4) A T Mによる外貨普通預金お預入れの換算は、画面表示の外国為替相場で行い、外貨指定の場合は引き落とし円貨額の円未満を切捨てし、円貨指定の場合は入金外貨額の外貨補助通貨未満を切上げします。

### 5. A T Mによる外貨普通預金お支払い

(1) 外貨入出金サービスによる外貨普通預金のお支払いの場合は、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、入金票および外貨普通預金口座の払戻請求書の提出は必要ありません。

(注) 円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

(2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨普通預金お支払いの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお支払い処理します。なお、外貨普通預金お支払いの訂正・取消はできません。

(3) A T Mによる外貨普通預金お支払いは、円指定の場合は1千円以上、1円単位、外貨指定の場合は外貨1通貨以上、1通貨単位で指定できるものとし、1回あたりのお支払い金額は当行の定める金額の範囲内とします。

(4) A T Mによる外貨普通預金お支払いの換算は、画面表示の外国為替相場で行い、外貨指定の場合は入金円貨額の円未満を切捨てし、円貨指定の場合は引落とし外貨額の外貨補助通貨未満を切捨てます。

### 6. A T Mによる自継外貨定期預金お預入れ

(1) 外貨入出金サービスによる外貨定期預金のお預入れの場合は、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご指定金額およびその他の所定事項を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、円預金口座または外貨普通預金口座の払戻請求書および自継外貨定期預金のお預入れの入金票の提出は必要ありません。

(注) 円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

(2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された自継外貨定期預金お預入れの内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でお預入れ処理します。なお、自継外貨定期預金お預入れの訂正・取消はできません。

(3) A T Mによる外貨定期預金お預入れは、円指定の場合は10万円以上、1円単位、外貨指定の場合は外貨1千通貨以上、1通貨単位で指定できるものとし、1回あたりのお預入れ金額は当行の定める金額の範囲内とします。

(4) A T Mによる外貨定期預金お預入れの換算は、画面表示の外国為替相場で行い、外貨指定の場合は引落円貨額の円未満を切捨てし、円貨指定の場合は入金外貨額の外貨補助通貨未満を切上げし



ます。

#### 7. A T Mによる自継外貨定期預金ご解約

(1) 外貨入出金サービスによる自継外貨定期預金のご解約の場合は、A T Mの画面表示等の操作手順に従って、A T Mに円預金口座のカードを挿入し、届出の暗証とご解約する自継外貨定期預金の口座番号およびその他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、円預金口座の通帳、自継外貨定期預金の払戻請求書および円預金口座または外貨普通預金口座の入金票の提出は必要ありません。

(注) 円預金口座は未記帳となりますので、後刻すみやかな記帳をお願いいたします。

(2) 前記(1)の操作においては、A T Mの画面に表示された外貨定期預金ご解約の内容等をご確認のうえ確認操作してください。確認操作された後は、画面表示の内容でご解約処理いたします。なお、自継外貨定期預金ご解約の訂正・取消はできません。

(3) A T Mによりご解約できる自継外貨定期預金の1口あたりの金額は、当行の定める金額の範囲内とします。

(4) A T Mによる外貨定期預金ご解約の換算は、画面表示の外国為替相場で行い、入金円貨額の円未満は切捨てます。

#### 8. ご利用のできない場合

(1) 次の場合には、外貨入出金サービスをご利用いただくことができませんのであらかじめご承知おきください。

- ①カードの紛失または盗難のお届けが提出されている場合
- ②相続の開始または破産、民事再生手続開始の申立等があった場合
- ③お取引の対象となる外貨預金の全部または一部に差押え(仮差押え)がなされた場合
- ④当行の債権保全を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑤前各号のほか、A T Mでお取扱いができない事由が生じた場合

(2) 自継外貨定期預金ご解約の際に、ご解約する自継外貨定期預金の自動継続が停止している場合にはA T Mによるご解約はできません。

#### 9. A T Mの故障時当のお取扱い

(1) 停電・故障等によりA T Mが停止しその取扱いができない場合には、外貨入出金サービスはご利用できません。

(2) 外国為替相場の変動により、当行がA T Mでの外国為替相場の表示を停止した場合は、外貨入出金サービスはご利用できません。

(3) 前記(1)(2)により生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 10. 届出事項の変更

円預金口座、外貨預金口座等の届出事項に変更があるときは、当行所定の書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 11. カード・暗証の管理等

(1) 当行は、A T M操作の際に使用されたカードが当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致することを当行所定の方法により確認のうえ取扱います。自継外貨定期預金ご解約につき、満期日前にご解約する場合であっても同様とします。

(2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の使用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたと認知した場合には、すみやかに本人から当行に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

(3) カードの盗難にあった場合には、当行所定の届出書を当行に提出してください。

#### 12. A T Mの操作等

A T Mの使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当行は責任を負いません。

#### 13. 外貨入出金サービスの停止

(1) 外貨入出金サービスのお取扱いは、円預金口座または外貨普通預金口座を解約する場合には、同時に停止するものとします。

- (2) 当行が相当の理由があると認めた場合には、当行はいつでもこのお取扱いを停止することができるものとします。

#### 14. 利用日・利用時間

外貨入出金サービスの利用日・利用時間については、当行が定めた時間内とします。

#### 15. 規定の変更

この規定の各項について、金融情勢その他諸般の状況の変化、その他相当の事由があると認められるときは、店頭表示その他当行所定の方法で公表することにより、変更できるものとします。この場合、その変更内容は公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 16. 規定の適用について

この規定に定めのない事項については、当行所定の各種預金規定、キャッシュカード規定によりお取扱いします。

以上

## B. 外貨定期預金にかかる外国為替予約取引規定

### 1. (定義)

この規定にいう為替予約とは、合意によりあらかじめ定めた予約期日に一定の外国為替相場により異なる2種類の通貨を売買する取引をいいます。

### 2. (適用範囲)

この規定は、当行所定の外貨定期預金(以下、「この預金」といいます。)を満期日に解約したときの税引後の元利金相当の当該外国通貨を満期日に当行が預金者から買入し、当該外国通貨以外の通貨を預金者に支払う為替予約(以下、「満期時為替予約」といいます。)、および為替予約の付帯したこの預金の取扱いについて、適用されるものとします。

なお、この規定に定めのない条項については、「外貨預金共通規定」および「外貨定期預金規定」により取扱います。

### 3. (満期時為替予約)

- (1) 満期時為替予約は、この預金の預入日から満期日の前営業日までにおいて、預金者が満期時為替予約の申込みを行い当行がこれに合意することにより成立するものとします。

なお、預金者は満期時為替予約を申込むときは、当行所定の書面を提出するものとします。

- (2) 満期時為替予約の予約金額・予約期日は、この預金の利子課税差引後の満期元利金額・満期日にそれぞれ一致させるものとします。

- (3) 満期時為替予約が成立した後は、この預金の満期日前の解約はできません。

ただし、当行がやむをえないものと認めてこの預金の満期日前の解約に応じる場合は、この預金の解約時に満期時為替予約は解約されるものとします。

### 4. (手数料等)

為替予約が成立したときは、預金者は為替予約にかかる当行所定の手数料、費用等を支払うものとします。

### 5. (為替予約の履行)

為替予約は、予約期日に履行するものとします。

### 6. (為替予約の取消、変更、解約、流用の禁止)

- (1) 為替予約が成立した後は、為替予約の取消、変更、解約はできません。また、当該為替予約をこの預金の満期日解約以外の取引に流用することはできません。

- (2) 前記(1)にかかわらず為替予約の取消、変更または解約を依頼するときは、預金者は書面により依頼するものとします。

### 7. (為替予約の解除)

- (1) 預金者について、次の①から③までの事由が一つでも生じた場合には、当行からの催告・通知等がなくても、預金者とのいっさいの為替予約は解除されたものとします。

①支払の停止または破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生手続開始、もしくは特別清算

- 開始の申立があったとき。
- ②手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - ③当該申込者またはその保証人の預金その他の当行に対する債権について仮差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
- (2) 預金者について、次の①から④までの事由が一つでも生じた場合には、当行は通知によって、預金者とのいっさいの為替予約は解除されたものとします。
- ①当行に対する債務の一部でもその履行を遅滞したとき。
  - ②担保の目的物について、差押または競売手続の開始があったとき。
  - ③当行との取引約定に違反したとき。
  - ④前記①から③までのほか、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときと客観的に認められるとき。
- (3) 住所変更の届出を怠るなど預金者の責めに帰すべき事由により前記(2)の通知が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に為替予約は解除されるものとします。
- (4) 当行は当行の都合により、為替予約の全部または一部の解除の時期を変更できるものとします。
8. (清算金等)
- 前記3の(3)もしくは6の(2)において為替予約が取消、変更、解約された場合には、これによって生じた手数料、費用、清算金(当該為替予約が取消、変更、解約または解除された時点において、当行がこれと反対の為替予約を行った場合に生じる差損をいいます。)を、預金者は直ちに当行に支払うものとします。
9. (手数料等の差引計算)
- この預金に定めるいっさいの手数料・費用・清算金については、当行はこの預金の解約後の元利金から差引くことができるものとします。
10. (印鑑照合等)
- 為替予約に関して使用された印影(または署名)を届出の印鑑(または署名)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
11. (譲渡、質入れ等の禁止)
- この為替予約にもとづくいっさいの権利は、譲渡、質入れその他第三者の権利設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
12. (外貨預金共通規定の適用)
- この規定に定めのない事項に関しては、「外貨預金共通規定」および「外貨定期預金規定」により取扱います。

以 上

## C. 盗難証書を用いた預金の払戻しによる被害の補てん並びに本人確認の取扱に関する特約

### 1. (特約の適用範囲)

- (1) この特約は、個人のお客様の預金取引に適用されます。
- (2) この特約は、以下の取扱を定めるものです。
  - ①盗取された証書を用いて不正な払戻し(解約を含みます。)が行われた場合における取扱
  - ②本人確認(預金の払戻しにおける権限の確認をいいます。)に関する取扱
- (3) この特約は、各種預金規定(以下、「原規定」といいます。)の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

### 2. (盗難証書による払戻し等)

- (1) 盗取された証書を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ①証書の盗取に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
  - ②当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下、「補てん対象額」といいます。)を補てんするものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前記(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この証書が盗取された日(証書が盗取された日が明らかでないときは、盗取された証書を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てんしません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ②証書の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われた場合
- (5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された証書により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

### 3. (預金の払戻しにおける本人確認)

預金の払戻しにおいて、原契約に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の掲示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

### 4. (特約の変更)

- (1) この特約の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、変更内容を記載した店頭ポスター掲示またはホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

2022年3月22日 現在

